

静岡市健康福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市健康福祉審議会条例施行規則（平成19年静岡市規則第41号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、静岡市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の会議)

第2条 静岡市健康福祉審議会条例（平成19年静岡市条例第19号。以下「条例」という。）

第7条第1項に規定する各専門分科会におかれた規則第2条第1項に規定する専門分科会長は、専門的事項について調査審議を終了したときは、その結果について、審議会に報告するものとする。

2 条例第7条第2項に規定する身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

3 専門分科会の議事その他運営に関し必要な事項は、専門分科会長が当該専門分科会に諮って定める。

(審査部会の会議)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受け、又は意見を求められたときは、条例第8条第1項に規定する障害程度審査部会の決議又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

- (1) 身体障害者の障害程度に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関すること。
- (3) 自立支援医療（精神通院医療を除く。）を担当する医療機関の指定に関すること。

2 審議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する措置及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する里親の認定に係る市長の諮問に関して意見を求められたときは、条例第8条第2項に規定する児童処遇審査部会の意見をもって審議会の意見とする。

3 審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、審査部会長が当該審査部会に諮って定める。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、健康福祉審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。